慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	漁業水域の法的概念について
Sub Title	The legal concept of a fishing zone
Author	中村, 洸(Nakamura, Kō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.3 (1970. 3) ,p.69- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	永沢・ 前原・ 島谷教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700315-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

漁業水域の法的概念について

中村　洸

一、序にかえて

一九五八年と一九六〇年の二回にわたつて、ジュネーブで開催された海洋法国際会議は、領海の幅の問題を統一的に決定することができなかつた。しかし、海洋法会議は、国際法委員会の原案を基礎として、領海の幅の審議を、三カイリから十二カイリまでの枠内において行うことに成功した。領海の幅に関する海洋法会議の審議とその結果とは、その後の諸国の行動にある準則を与えている。伝統的な領海三カイリ主義の国さえ、領海の基線から測つて十二カイリの漁業水域を設定し、諸国もそれを容認する態度を示している。

私は、本稿において、三カイリから十二カイリまでの沿岸水域が、とくに漁業に関してどのように考えられてきたかを、

その時に妥当した法の原則のもとで探索して、現在十二カイリの漁業水域の問題が、そこにおいて妥当する法原則の転換に連なる問題を含んでいるという意味において、この問題を検討してみることにする。

二、国連海洋法会議までの漁業水域の概念

領海三カイリは、十九世紀から二十世紀初頭にかけて、当時の海洋諸国に広い支持をうけた領海の幅と考えられていた。その時代に行われていた一般国際法は、三カイリの領海における沿岸国の管轄権の完全な性質、つまり領海に対する一般的管轄権ないし領域的管轄権と領海外の公海における、ある限定された目的――たとえば関税法を実施するため――の管轄を主張する権利とを区別していたように思われる。(1) 領海外に一方的に管轄権を主張することは、とくに漁業に関して一八九二年と一九〇二年のベーリング海おつとせい漁業仲裁裁定に示されたように、一般的に否認され、おそらくは沿岸漁業の保護のための管轄権の主張もまた歴史的権原にもとづくものを例外として、均しく領海と公海という分界の原則に従つて、その評価の対象とされていた。当時の海洋諸国は、二十世紀初頭において漁業の排他的限界を領海三カイリの限界に即応させ、領海をこえる漁業の問題は、公海に妥当する基本的原則、つまり公海の自由の支配する公海漁業の問題として、関係国の条約によつてその解決をはかることが望ましいとする立場を維持してきた。しかしながら、この立場は一九一〇年から二〇年代にかけて、とくに学説において沿岸漁業の保護と海洋生物資源の保存の立場から問題視されはじめていた。

国際法学会は、一九二八年の会期において、領海制度の問題を審議し、とくに沿岸漁業の保護の問題を若干考慮した決議を採択した。この決議において、学会は、領海の範囲を三カイリとし、国際慣行は、三カイリより多少は広い範囲の領海の承認を正当化できる、と考えた。そして学会は、領海に接続する水域において、沿岸国は、その安全、中立について、また衛生、関税ならびに漁業の取締に必要な措置をとることができるものとし、接続水域の範囲は九カイリをこえることはでき

ない、と考えた。学会は、領海と接続水域に関するこの決議を、一つの提案として採択した。[2] この決議を採択するまでの学会の審議において、領海の幅そのものとしては、三カイリと六カイリの両説が対峙していたことは注目されてよいであろう。また接続水域を、決議に示されたような一般的制度としてではなく、特別な条約によつて相対的に認めること、そして漁業に関する事項を除く提案は、すべて否定されたことも注目されてよい他の点であろう。[3]

国際法学会の決議にみられる接続水域における漁業の取締とは、具体的にどのような管轄権の内容を示したものか明らかではない。しかし、その討議に参加したアソシエの説明[4]では、領海における漁業の排他的・独占の権能、接続水域における限定された警察の権能との区別として理解され、漁業接続水域において、沿岸国は、沿岸漁業の保護のため、自国民に適用すると同じ漁業規則を外国民に適用する趣旨とされている。しかし、領海三カイリが沿岸国の排他的漁業の限界とされることに対して、領海を六カイリにおいて統一しようとする若干の学者は、疑問をもつていた。とくに三カイリ以上の領海の幅を国際慣行による承認に条件づけたとはいえ、このような条項を採択したのは、六カイリの排他的・独占の漁業管轄権という若干の既存の継続的権益を認める立場への妥協の意向を含んでいた。

このような意向は、ハーグ会議の討議の基礎案が、領海の幅を原則として三カイリとしながら、おそらくは例外的に三カイリ以上の領海を維持する国を列挙する方式を用意した事情のうちにもくみとることができる。[5] ちなみに、討議の基礎案は、十二カイリの接続水域を用意したが、慎重に漁業に関する事項をその設定目的に導入することをさけていた。一九三〇年のハーグ会議において、領海六カイリと接続水域六カイリを終始主張したのは、ポルトガルの代表であつた。ポルトガル代表の説明によれば、六カイリの領海を要求する理由は、沿岸国の利益にとつて重大な漁場の所有である。領海に接続する六カイリの水域に対する要求は、沿岸漁業を保護するための、漁業の監督、漁場に対する警察権である。すなわち、領海六カイリをこえる漁業接続水域は、この説明にみられるように、沿岸国の漁業規則、たとえば領海におけるあるストックを乱獲の

危険にさらすことを保護するために、ある漁具の使用を禁止する権能であり、排他的・独占の漁業水域として主張されたものではなかつた。(6)

一九三〇年のハーグ会議は、ポルトガル代表の説明にみられた領海および漁業水域の主張があることを認識させはしたが、結局、領海の幅に関連した、領海三カイリの原則、三カイリ以上の主張の地位、十二カイリの接続水域のいずれについても、統一的な法的解決を下すことはできなかつた。一九三〇年のハーグ会議において、領海の幅三カイリを出発点としてその主張を行つた国は、接続水域を要求した国を含めて十三か国、同じく四カイリを出発点としてその主張を行つた国は四か国、そして六カイリを出発点としてその主張を行つた国は、接続水域を要求した国を含めて十三か国、と数のうえでは全く相半ばする事実を示していた。接続水域十二カイリを主張した国と領海だけを主張した国の数もまたほぼ相半ばしてはいるが、一般的にいえば漁業水域についての要求は、当時においてはなお特殊な主張であつた。しかし、六カイリの領海の主張が排他的・独占の漁業権の限界として、沿岸国に有利に作用するという認識は、この会議において深められたといえるであろう。(7)

ハーグ会議が、領海の幅を三カイリとする原則の確定に失敗した事実は、領海の幅に関する法を、国際慣行の形成に待つ体制に放置したことになる。三カイリ以上の領海を要求する国は、事実上の慣行を作りあげることによつて、その領海に対する沿岸国の権能の固定化を計るように行動することになつた。関係国との合意という相対的効力の確保だけではなく、歴史的権原への固定化によつて対世的効力を確保することを、沿岸国はその行動の目標としていた。この顕著な例は、後に国際司法裁判所で争われることになつた、一九三五年のノルウェーの漁業水域の劃定に関する勅令であつた。国際訴訟における争点は、(8)歴史的権利に関する問題であつたが、裁判において、ノルウェーは、三カイリをこえる領海あるいは排他的漁業水域の主張が、公海漁業の自由の原則の例外として、常に不利な推定をうけるというイギリス的観念を拒否し、問題をノル

ウェーの行動の正当性という局面に展開することによつて、問題の原則を領海劃定に関する沿岸国のための有利な推定に移行させることに成功した。一九五一年のイギリス・ノルウェー漁業事件における沿岸国のための挙証責任の転換ないし緩和[9]という裁判所の評価は、間接的に領海の又は排他的・独占の漁業水域の劃定に関する実体法の原則に影響を及ぼすことになつた。

国際法委員会は、一九五一年から一九五六年までの海洋法草案の審議[10]において、三カイリをこえた沿岸国の排他的漁業権の問題を、とくに領海の幅と接続水域に関連して討議した。この審議の過程において、もつとも注目しなければならないのは、国際法委員会が、三カイリから十二カイリまでの水域をいかに理解していたかということであろう。一九五五年の第七会期の報告書の領海の幅に関する記述は、この点に関するある種の法的意味づけを含んでいる[11]。すなわち、第一に、国際慣行は、三カイリという領海の伝統的限界について統一的でないこと、第二に、国際法は領海を十二カイリをこえて拡大することを正当化しないこと、第三に、国際法は、諸国に三カイリをこえる幅を認めることを要求はしないこと、を説明している。委員会は、このような国際法の評価を含めて、その注釈において次のように述べている。国が、領海の幅を三カイリと十二カイリとの間において拡大することは国際法に違反するものとは考えていない。このような拡大は、それに反対しない他の国にとつて有効であり、条約又は黙示的にそれを認めた国、この拡大を認める判決の当事者である国にとつてなおさら有効である。十二カイリをこえない要求は歴史的権利にもとづくならば、どの国にとつてもいずれの国に対しても維持することができる。これらの場合を除いて、三カイリをこえる主張には他の国は承認しない権利がある。

領海の幅について、最小限三カイリ、最大限十二カイリという説明は、今日多くの学者によつて行われている。しかし、その説明が、事実の説明か、法的意味づけをもつた説明かは必ずしも明らかではない。国際法委員会の一九五六年の会期における審議の焦点は、この問題を明確にするとともに、三カイリをこえる領海の幅が、他国に対して有効となるための条件の

確立ということであつた。この意味において重要な提案をしたのは、サンドストローム委員の提案であつた。彼の提案によれば、三カイリと十二カイリの間において、国の領海の幅が長期の慣行によつて決定されないときには、国の領海の幅は、公海の自由を維持する他国の利益ならびにある地域に一般的に適用されている幅を考慮して、その国の正当化しうる利益を充足させるに必要である幅をこえてはならない、[12]というのであつた。この提案は、反対九、賛成三、棄権三で否決されたが、排他的漁業水域に関連した提案として留意されるべき考慮を含んでいた。提案にある正当化しうる利益は、多くの場合、経済的なものであり、とくに漁業の必要であり、やがては十二カイリの排他的漁業権をすべての国に与えてしまうという意味あいで、領海三カイリ主義を基調とするフィツモーリス委員から鋭い批判をうけてはいた。[13]

結局、三カイリから十二カイリまでの水域の何らかの国際法的示唆を含む第七会期の報告は、第八会期におけるスピロポウルス委員の提案によつて、国際法的視野から何らかの危険な叙述[14]になつている部分を削除して、すべて事実の記録におきかえられる結果になつた。このようにして、最小限において共通な領海三カイリでは、国際法がもつとも完全な形において権利・義務を、沿岸国にも海洋国にも設定し、また最大限十二カイリをこえて領海を拡大することは国際法が許していない、という意味において、十二カイリをこえる海域では、国際法は公海における法の効力から権利・義務を明確にしたことになる。しかし委員会は、三カイリから十二カイリまでの水域の国際法的評価は、むしろ一般的には留保して、国際会議の決定に待つこととした。

国際法委員会は、領海の幅にひきつづいて接続水域の問題を審議した。第八会期の審議の過程において、十二カイリの排他的漁業水域に関する提案も行われた。しかし、この提案に対して、フィツモーリス委員は、排他的漁業管轄の問題は、領海の管轄権の問題であり、接続水域においてもつ沿岸国の権能は、外国漁船をすべて排除するような主権的権利をもつていない。接続水域において排他的漁業権を論ずることは、領海と接続水域の法的区別の混同である、[15]と強調した。確かに、国

際法委員会は、領海外において沿岸国に排他的漁業権を与えることは、海洋自由の重大な侵害になるという見解を常にとつてきた。委員会の報告書は、領海外において排他的漁業権を認めることについて、諸国の意見が一致する見込はないというハーグ会議の判断を、そのまま借用し[16]、また一九二八年の国際法学会の決議に示された接続水域における漁業取締権という考え方は、別に審議した公海の漁業資源の保存の問題で解決できるという意見を示していた。国際法委員会は、三カイリから十二カイリまでの排他的漁業権の問題が、領海の問題であることに意見は一致していたように思われる。その認識は、排他的漁業権という権能の性質と領海の限界は排他的漁業の限界と合致するという伝統的な考え方に立脚したためであろう。かくして、三カイリから十二カイリの水域の地位は、国際法委員会によつて、領海の幅に関する事実の記録だけで、国際法的評価の対象外におかれることになつた。国際法的に、その地位が保留され、一般的に合法、違法の判断が下されないところにおいて、沿岸国は、たとえ紛争となつたとしても、法の原則からの正当性の推定を有利に導くために、事実上の慣行を形成する動きを示すようになつた。

(1) Heinzen, B.G., The Three-Mile Limit: Preserving the Freedom of the Seas, Stanford Law Review, 1959, pp. 613-614, 629-639.
(2) Annuaire de l'Institut de Droit International,vol. 34, 1928, pp. 755-759.
(3) Ibid., pp. 627-677.
(4) Unden, Ö., Un projet de règlement relatif à la mer territorial, Revue de Droit International et de Législation Comparée, 1929, pp. 217-224.
(5) Legue of Nations, Acts of the Conference for the Codification of International Law, vol. III, 1930, p. 179.
(6) Ibid., pp. 128-130, 134-135.
(7) 高林秀雄　領海制度の研究　昭和四三年　一九六頁―二〇八頁参照。
(8) 拙稿　イギリス・ノルウェー漁業事件の国際法的意義　国際法外交雑誌　五六巻三号　二六頁以下参照。
(9) 山本草二　漁業事件　高野雄一編著　判例研究　国際司法裁判所　一九六五年　四九頁―五〇頁は、次のように解説する。判決は、……歴史的権利を主張するためには、他国によるなんらかの形での同意、少くとも黙認を要するとした。しかし、判決は、「公然性」を非沿岸国に不

利になるように推定したので、沿岸国の歴史的権利の主張を否認しようとする国は、今後は伝統的な基準よりも遙かに高度の注意義務を課せられ、了知と黙認が欠けていたことの挙証責任が自己に転換されるようになつた……。

(10) 横田喜三郎　海の国際法　昭和三四年　三一頁―三五頁。
(11) U.N., Report of the International Law Commission, 1955, p. 16.
(12) U.N., Yearbook of the International Law Commission, 1956, Vol. I, p. 170, 175.
(13) Ibid., p. 175.
(14) Ibid., p. 174.
(15) Ibid., p. 184.
(16) U.N., Report of the International Law Commission, 1956, pp. 12-13.

三、国連海洋法会議における漁業水域の概念

国際法委員会の最終報告書は、領海の幅について、国際法が領海を十二カイリ以上に拡張することを認めない、という法的評価以上に、三カイリから十二カイリまでの水域に対する沿岸国の領域的管轄権の法的性質に言及しなかつた。しかし、海洋法会議までのこの問題に対する動向は、その水域の法的地位を不確定、つまり明確な権利・義務の関係におかない状態を作り出していた。その結果、海洋法会議において主として沿岸国側は、十二カイリまでの領海の主張又は排他的漁業管轄権の設定は、原則として沿岸国の裁量権の枠内にあると主張したし、主として海洋国側は、三カイリ以上の領海の主張又は排他的漁業管轄権の設定は、他国に対するその有効性との関係において、他国の承認の枠内にあると主張した。[1] この主張の差異は、三カイリから十二カイリまでの水域に妥当する法原則あるいは事実的慣行の法的評価の差異に由来している。

国際法委員会は、三カイリから十二カイリまでの水域において排他的漁業管轄の問題を領海と別個にとりあつかうことはなかつた。一九五八年の海洋法会議の初めの段階において、カナダは、国際法委員会の報告書を修正する形において、領海

と漁業水域に関する最初の提案を行つた。カナダの提案は、第一項において、領海は、その基線から三カイリに及ぶと規定し、更に第二項において、沿岸国は十二カイリの接続水域において、漁業と海の生物資源の開発に関して領海におけると同じ権利を有する、という内容であつた。カナダの提案理由の説明[2]によれば、国際法委員会が、接続水域にせよ、領海にせよ、いずれも十二カイリをこえて拡大されてはならないと宣言している限度で、十二カイリを認めたことは全く確立されている、……沿岸漁業に依存する国そしてまた漁業後進国が、領海の幅を拡大しようとする理由は、漁業のためである。沿岸国による漁業接続水域の設定を認め、その水域において沿岸国は漁業の規制と統制の排他的権利を与えられるならば、諸国の要求は実質的に充足されるということであつた。カナダの提案は、接続水域の条項に排他的漁業権を加える趣旨であつたが、実質的には漁業と海の生物資源の開発に関して領海におけると同じ権利を認めようとするものであつた。

海洋法会議の次の段階において、イギリスは、領海の幅は六カイリをこえることができないという新しい提案を行つた[3]。海洋諸国は、この提案が統一的にうけ入れられることを条件として領海六カイリに譲歩する意向を示していた。カナダ案にいう新しい漁業水域の設定において、またイギリス案にいう六カイリの領海において、均しく三カイリをこえた水域における従前の法の変更を伴なうものと理解され、変更されたつまり漁業水域化された又は領海化された水域における自由な船舶の通行権の確保が強調されていた。しかし自由な漁業権の確保の問題は、自由な通行権の確保と同じ価値のものとして考えられることはなかつた[4]。漁業水域の提案とともに、そこでの自由な漁業権という観念は、次第に退化し始めていた。

領海六カイリへの統一化の動きを考慮してアメリカは、次のような提案[5]を行つた。すなわち、国が要求できる領海の最大の幅は六カイリである。沿岸国は、最大限十二カイリをもつ水域において、漁業と海の生物資源の開発を規制する、領海におけると同じ権利をもつ。ただし、その水域において……一〇年間ある国の国民が規則的に漁業していたときは、その国の国民は、右の沿岸国の領海の外側線をこえる水域で漁業を行う権利をもつ、と。この提案は、沿岸国に十二カイリまでの水

域において排他的漁業管轄権を与えるという原則を設定し、同時に一〇年の実績国は、漁業を継続する権利を認められるという方式で行われた。カナダ案にいう「領海におけると同じ権利」という表現と「規制する、領海におけると同じ権利」という表現は、微妙な差を示している。(6) アメリカ案にいう実績国の漁業継続が、公海における自由なる漁業として行われる権利の継続的意味を含むとすれば、その範囲において沿岸国の規制は制限されることになる。しかし実績国の操業継続を条件としたアメリカの提案に対して、カナダは十二カイリの漁業水域の全観念を全く無意味にするものとして強硬に反対した。

第一次の海洋法会議では、結局両案とも三分の二の多数をうることができず否決された。しかし会議に出席し投票した国の過半数の国は、十二カイリの水域において沿岸国は排他的漁業権をもつという原則を支持していた。一九三〇年代において、とくに領海の幅の問題が、沿岸国の至近の海における沿岸国の継続的漁業を維持するため領海の拡張が唱えられていたのとは対照的に、法的には沿岸国の排他的漁業水域の設定をむしろ原則的なものと考想して、そこにおける漁業国の伝統的な漁業の継続保証の問題が提言された。ここにおいて、諸国は、三カイリから十二カイリにおける水域の地位が、従前妥当していた法に何らかの変更が起りつつあることをあらためて認識したといえるであろう。

一九六〇年の海洋法会議(7)に提出されたアメリカ・カナダの共同提案は、第一次海洋法会議のアメリカ案よりも、カナダ案に近い傾向を一層進める内容を示している。総会議に提出されたアメリカ・カナダ共同提案の第一項から第三項までは、次のように規定している。

1　国は、領海の基線からはかつて最大限六カイリまでにその領海の幅を定めることができる。本条約において、マイルの語は、緯度一度につき六十カイリの割合で算出されたカイリ（一八五二メートル）を意味する。

2　国は、その領海の幅がはかられる基線から最大限十二カイリまでに及ぶ漁業水域を、その領海の接続する公海において設定することができる。この水域において、国は、漁業及び海の生物資源の開発に関しては、その領海においてもつと同

じ権利をもつ。

3　その国の船が、一九五八年一月一日に直ちに先立つ五年間に、第二項に従つて沿岸国の設定した漁業水域における外側六カイリで漁業の慣行をもつ国は、一九六〇年一〇月三一日から一〇年間そうすることを継続することができる。

ディーン・アメリカ代表の説明[8]によれば、最大限六カイリの領海と最大限十二カイリの接続水域における漁業に対する沿岸国の排他的管轄権とを認めることによつて、大部分は、沿岸国にとつて排他的十二カイリの漁業管轄権は即時的になるであろう。外国船が、一九五三年から五八年までの期間に、外側六カイリで漁業を実行してきたところでは、一〇年間外側の六カイリで漁業を継続することができる。一〇年の期間は、漁場の喪失によつて必要なさけがたい経済的及び人間の調整をするため漁業国に与えたものである。一〇年の期間の終了後は、別段の取極めをしないかぎり、沿岸国は排他的漁業管轄権をもつことになろう。沿岸国は、外側の六カイリの水域において漁業に対する管轄権をもつのであるが、沿岸国は、その一〇年間、規制によつて第三項に従つて継続される漁業権を減少せしめたり、役立たなくしたりする方法で行動したり、又はその期間賦与された漁業権と両立しない国の規制に、外側六カイリの水域においてこのような外国漁船を従わせるような自由をもつものではない、ということである。

この説明において重要な点は、実績のない六カイリから十二カイリの水域では、即時的に沿岸国によつて排他的漁業水域が確立されること、実績のある六カイリから十二カイリの水域では、沿岸国は排他的漁業管轄をもつが、実績国の漁業慣行は、――おそらく公海漁業の継続として――過渡的に尊重する義務を沿岸国に課すること、猶予期間の終了後は、実績のない水域と同じ性質の排他的漁業水域が確立されることである。[9] この提案は、第三項の紛争解決を規定した項とブラジル・キューバ・ウルグワイの修正（主として沿岸国の排他的漁業水域に接する公海における優先的漁業権を規定した内容）を伴なつて表決に付された。結果は、賛成五四、反対二八、棄権五で、必要な三分の二に一票の差で否決された。領海と漁業水域に関する

一般的国際法を国際会議の多数決によつて確立しようとする途は、一九六〇年の時点で再びとざされた。

既に、二度にわたる海洋法会議において、十二カイリの漁業水域の提案か、十二カイリの領海の提案かに会議に参加した国は、一度は賛成の票を投じたと報告されている。もとより賛成票は、提案に付せられた条件、更に提案が一般的に採択されることを条件とした態度表明であるにすぎない。一九五八年の会議の直後、イギリス、アメリカは、提案が否決された以上、六カイリへの譲歩投票が、従前の領海三カイリの立場を変更したものと解釈してはならないという宣言を行つた。[10] しかし、第二次海洋法会議の後の動きは、イギリスやアメリカを含めて、十二カイリの漁業水域を設定し、関係国との間に条約を結ぶ方向を示している。十二カイリの漁業水域の問題は、この段階において沿岸国とその水域で漁業を行つてきた実績国だけに関する問題として認識されるようになつた。利害関係のない国は、もはやこの段階において一般的に黙認の推定をうけるまでになつているといえよう。

（1）第一次海洋法会議については、横田喜三郎　海の国際法　上巻　昭和三四年　二八頁―八八頁参照。

（2）横田・前掲書　五一頁―五二頁、U.N., Conference on the Law of the Sea. Official Records, vol. iii, pp. 51-53, Gotlieb, A.E., The Canadian Contribution to the Concept of a Fishing Zone in International Law, The Canadian Yearbook of International Law, 1964, pp. 64-67 など参照。

（3）横田・前掲書　五三頁―五五頁、U.N., Conference on the Law of the Sea, Official Records, vol. iii, pp. 103-105 参照。

（4）イギリスは、領海六カイリを提言するに当つて、六カイリ内の漁業権が沿岸国に属することについて問題としなかつたし、むしろカナダ案の十二カイリの漁業水域に対する主権的管轄権が公海の地位と両立しない点を指摘した。Ibid., p. 104.

（5）横田・前掲書　五九頁―六〇頁、U.N., Conference on the Law of the Sea, Official Records, vol. iii, pp. 166-167 参照。

（6）"have the same rights to regulate fishing…as it has in territorial sea" (A/CONF. 13/C. 1/L. 159) と "has the same rights in respect of fishing…in this zone as it has in its territorial sea" (A/CONF. 13/C. 1/77/Rev. 1) との表現の差は、アメリカ案の提案の二日後、カナダ案と同じ表現に修正された。

（7）第二次海洋法会議については、小田滋　第二次国際連合海洋法会議について　国際法外交雑誌　六一巻一・二合併号　三一頁―八〇頁参照。

（8）Second United Nations Conference on the Law of the Sea, Summary Records, 1960, p. 21.

(9) 小田・前掲論文　五六頁参照。
(10) たとえばイギリスの立場について、International Law and Comparative Law Quarterly, vol. 9, p. 279. 五八年会議後の海洋国の抗議について、小田・前掲論文　三八頁参照。

四、海洋法会議以後の漁業水域に関する実行(1)

領海の基線からはかつて、三カイリから十二カイリまでの水域の事態は、三カイリをこえる領海の拡大に法は制裁を加えることも禁止することもしないし、また領海のこのような拡大を認める法的義務を課することもしていないということである。このような事態において、一九五八年から約一〇年の間に、十二カイリの領海又は十二カイリの漁業水域に関して、顕著な国際実行の形成をみることができる。

まず領海を十二カイリに拡大する顕著な傾向がある。アラブ連合、サウジアラビア、イラクは一九五八年に、イランは一九五九年に、アルジェリア、ガボン、ガーナ、マダガスカルは一九六三年に、キプロス、シリア、トーゴは一九六四年に、ダホメ、ホンジュラス、シェラレオネは一九六五年に、パキスタン、タイは一九六六年に、インド、クウエート、モーリタニア、モナコ、ナイジェリア、タンザニアは一九六七年に、それぞれ領海を十二カイリと宣言した(2)。

次に領海を十二カイリ以下にとどめながら十二カイリの漁業水域を主張する顕著な傾向がある。アイスランドは一九五八年に、ノルウェー、セネガルは一九六一年に、チュニジアは一九六二年に、南アフリカ、ウルグワイは一九六三年に、カナダ、トルコ、イギリスは一九六四年に、ニュージーランドは一九六五年に、ブラジル、メキシコ、ポルトガル、アメリカは一九六六年に、フランス、象牙海岸、モロッコ、スペインは、一九六七年に、オーストラリアは一九六八年に、それぞれ漁業水域を、その国内法令によつて設定した(3)。

更に漁業水域に関する数多くの二国間協定が結ばれ、また北海の沿岸では漁業水域に関する多数国間条約が締結され、条

約の当事国となつた沿岸国と実績国との間では、三カイリから十二カイリの地位を未決であるとしながらも、漁業に関してある種の権利・義務を設定する傾向を示している。十二カイリの漁業水域の設定に関して、直接の利害関係国はいうまでもなく実績国である。十二カイリの漁業水域に対する実績国の反応現象は、その取極めた条約における実績国の地位の推移のうちに読みとることができる。

漁業水域の初期の国際取極を代表するものとして、イギリス・デンマーク交換公文（一九五九・四・二七）とイギリス・ノルウェー協定（一九六〇・一一・一七署名、一九六一・三・三発効）をとりあげてみよう。

デンマークのフェアロー群島の周辺海域の漁業に関するイギリス・デンマーク協定は、i　イギリスは、デンマーク当局がその群島の海岸と附属地図に引かれた青色の線（約六カイリ）との間の区域における漁獲からイギリス船を排除することに異議を申し立てない、ii　デンマークは、青色の線と附属地図に引かれた赤色の線（十二カイリ）との間の区域においてイギリス船が引き続き漁獲を行うことに対して異議を申し立てない、と規定している。両国政府は、iiのうちの特定水域において漁期及び漁法を規制することも合意している。(4)

一九六〇年の海洋法国際会議以前に締結されたこの協定は、領海の幅員及び漁業水域の範囲を規制する一般条約が成立することを予測し、その暫定効力期間を一九六二年四月二七日とし、その後は一年の予告期間を以てその終了通告を行いうることとした。デンマークは、一九六三年に、六四年三月一二日以後イギリス船の漁業水域での漁業を認めないと通告し、イギリスはこの措置に抗議した。このことは、協定に示された外側六カイリでの実績国の地位に関して、両国の解釈が異なつていたことを示すといえよう。

ところでこの協定の有効期間中の一九六一年に、イギリスのトロール船「レッド・クルセイダー号」は、五月二九日の二一時から二一時一四分まで、漁網を収納することなく青色の線内に入り、デンマーク艦からの停船命令に従わず逃走し、こ

れを逮捕するためデンマーク艦が発砲した事件が発生した。[5] この事件の審査報告は、トロール船の船長は、あらゆる事情のもとで逮捕に含まれているデンマークの管轄権の主張をうけ入れる義務があるという趣旨を述べている。事件はデンマークの領海三カイリ外、内側六カイリの漁業水域において発生している。内側六カイリの漁業水域における漁業規則の違反に対して継続追跡権を認める意味は、漁業水域の概念にある示唆を与えている。

一九六〇年の海洋法会議後締結されたイギリス・ノルウェー協定は、会議におけるアメリカ・カナダ提案に準拠して、i イギリスは、ノルウェー政府から正当な通告をうけた日以後、ノルウェー当局が、領海を測定するための基線から六カイリの限界線までの水域における漁獲から排除することに異議を申し立てない、ii ノルウェー政府は、通告のあつた日から一九七〇年一〇月三一日までの期間中は、イギリス船がノルウェーの領海を測定するための基線から六カイリ以遠十二カイリ以内の水域において引き続き漁獲を行うことに異議を申し立てない、iii イギリス政府は一九七〇年一〇月三一日以後は、ノルウェー当局がイギリス船をノルウェー領海を測定するための基線から十二カイリの限界線以内における漁獲から排除することに異議を申し立てない、と規定した。ノルウェーは、この協定の発効後、六カイリ（一九六一・四・一）の、そして十二カイリ（一九六一・九・一）の漁業水域を設定した。[6]

デンマークとの協定と比較して、特徴的なことは、六カイリから十二カイリにおける実績国のいわゆる操業継続猶予期間として一〇年の期間を定めたこと、そしてこの期間満了後は実績国はその水域の漁業から排除されることを明確にしたことである。漁業水域を内側の六カイリと外側の六カイリに分ける方式を採用し、前者では漁業に関して領海と同じ権能を即時的に認め、後者では猶予期間満了後前者の地位を与えられるというのがこの条約の趣旨であろう。というのは、協定に附属する漁業規則は、六カイリから十二カイリの水域における漁業の監督は、ノルウェー漁業保護船が行い（規則二〇条二項）、規定の違反に対する訴追は、違反船が登録された領域の属する締約国の裁判所が行うことになつている（規則二七条）からで

ある。つまり六カイリから十二カイリの水域において、沿岸国としてのノルウェーは漁業に関して実績国との関係で完全に領海におけると同じ権利を与えられている訳ではない。排他的漁業管轄権の意味は、排他的漁業規制の権能と漁業規制の違反に対する排他的処罰の権能を含んでいる。訴追・処罰の権能に関して、いわゆる旗国主義が維持されたことは、この水域が沿岸国にとつて、漁業に関して完全に領海化されたことにはならないであろう。それだからといつて実績国にとつて、この水域が漁業に関して依然として公海であることにもならないであろう。なぜならその規制は沿岸国の排他的権能の下において行われるからである。イギリス・ノルウェー協定も、国際法における領水の境界劃定又は漁業問題に関する排他的管轄権の限界についていずれの締約国が有する見解をも害するものとみなしてはならない、という規定を入れることによつて、その立場を留保する立前を明らかにしていた。

漁業水域に関する実行にとつて、次の段階を構成したのは、一九六四年のヨーロッパ漁業条約である。一九六三年から六四年にロンドンで開かれたヨーロッパ漁業会議は、西欧十三か国の間で、ヨーロッパ漁業条約を採択した。(7) そして現在、イギリス、フランス、スペイン、アイルランド、デンマーク、スウェーデン、ベルギー、ポルトガル、イタリア、ポーランドの間で多数国間条約として行われている。この条約は、恒久的性格の漁業制度を定めることを希望して、各締約国が条約の第二条から第六条までに定める漁業制度を設定する他の締約国の権利を認めたところに特徴がある。漁業制度の基本的な内容は、i　沿岸国は、自国の領海の基線から測つて六カイリの水域において漁獲を行う排他的権利及びその海域における漁業に関する排他的管轄権を有すること、ii　六カイリから十二カイリまでの水域においては漁獲を行う権利は、沿岸国及び一九五三年一月一日から一九六二年一二月三一日までの間にその海域において漁船が慣習的に漁獲を行つていた他の締約国のみが行使することである。条約は、既に内側六カイリの水域の排他的漁業制度をおそらく解決ずみ、つまり漁業領海と認識したのであろう。問題は外側六カイリの水域の制度である。その水域では、漁獲を行う権利は沿岸国と実績国のみに与え

られている。条約は、一方において実績国の漁船は、慣習的に漁獲を行つている魚族又は漁場と異なる魚族又は漁場に漁獲努力を向けてはならない義務を課し、他方において沿岸国は、漁業を規制し、及びこのための規則を施行する権利を与えられている。沿岸国の規制及び規則の施行権は、実績国の漁船に対して形式上又は事実上の差別を設けないことを条件としている。条約の特徴は、いわゆる外側六カイリにおける実績国の猶予期間の規定はない。前に説明したノルウェー協定が、沿岸国の権能を取締の権能に限定されていたのに対し、ヨーロッパ条約は単純な取締権能から一歩進んで規制の規則の施行を沿岸国の権能として認めている。この権能は、訴追・処罰の権能を含むものと理解されている。イギリスは、この条約の署名後、発効前に漁業限界法を制定し、この趣旨を明らかにしている。領海三カイリ主義の主導的立場にあつたイギリスの一九六四年における漁業政策の転換は、三カイリから十二カイリの水域における沿岸国の排他的漁業管轄権の設定の権利が国際法において認められているとの法認識に立つたものであろう。しかし外側六カイリの水域においては、実績国との関係において漁獲の独占の権利を沿岸国に与えたものと解釈されてはならない。イギリスの漁業水域の設定に伴ない、ノルウェーは、一九六〇年の協定との相互主義的関係において、一九六四年に、二〇年の操業猶予期間をもつ協定を締結した。(8)

一九六四年のヨーロッパ漁業条約の成立を一つの境として、十二カイリの漁業水域の問題は、いわゆる六・六方式による外側六カイリの水域の漁業管轄か、猶予期間をおく漁獲の独占か、に焦点は移行することになつた。イギリス・ポーランド(一九六四年)交換公文(9)は、イギリス沿岸のポーランド船の操業に関して前者の方向を採用し、後にポーランドはヨーロッパ漁業条約に参加して、漁業水域に関する一つの行き方を示した。一九六五年の日韓漁業協定が、即時的に、それぞれの締約国が自国の沿岸の基線から測定して十二カイリまでの水域を自国が漁業に関して排他的管轄権を行使する水域として設定する権利を有することを相互に認めたことは、当時の漁業水域に関する実行からいえば異例のことであつた。(10)それは、認めた内容が十二カイリの漁業水域を全体として、従前の内側の六カイリの水域と同じくする結果を即時的に取極めたことにあつ

たからである。一九六六年に、アメリカは、領海外九カイリの漁業水域の設定は国際法に反するものではないという見解にもとづき、漁業専管水域設置法を制定した。[11] 一九六七年の日米協定は、十二カイリのアメリカの漁業水域において、日本の伝統的な漁業をほぼ従前通りの規模において継続することを認めている。[12] この取極は、二年の暫定取極とし、再審議による更新の途をひらいている。その意味では日本船の操業猶予期間ではない。日米交換公文は、日米両国の漁業管轄に関する法律的立場を害しないという留保規定を入れ、その水域の性質決定をさけている。

しかし一九六六年の日本・ニュージーランド協定、[13] 一九六八年の日本・オーストラリア協定、[14] 同年の日本・メキシコ協定[15]は、共通して領海が測定される基線から十二カイリの水域において日本船が漁業に従事しないという原則に発している。ニュージーランドとオーストラリアの場合には六カイリから十二カイリ、メキシコの場合には九カイリから十二カイリの所定漁場において、日本漁船は協定の条件に従つて、ニュージーランド水域では一九七〇年末まで、メキシコ水域では一九七二年末まで、オーストラリア水域では一九七五年一一月二七日まで漁業を継続することができることになつている。協定又は交換公文は、依然としてその水域における漁業管轄に関して立場留保が行われている。漁業水域を設定した国の間の取極、たとえばアメリカ・メキシコ協定（一九六八年）[16] では、漁業管轄に関する立場留保は存在していない。

六・六方式による操業猶予期間の終了したところでは漸次排他的漁業水域が成立している。[17] 十二カイリの漁業水域に関する条約を通してみた実行は、初めには十二カイリ水域を内側六カイリと外側六カイリに分け、内側六カイリの漁業を領海漁業に同化し、外側六カイリを実績国と沿岸国とで漁獲の権利をもつことであつた。実行は、やがて外側六カイリを内側六カイリに同化する方向をたどつた。この同化の方向は、実行上二つに分岐した。漁場の管理の排他性に重点をおく方向と独占的漁獲に重点をおく方向とである。この二つの方向は、条約の実行の発展の過程で独占的漁獲を漁場の管理の排他性に結合させて行く動きをみせている。実績国以外の国は、沿岸国にとつて、もはや関係国として認識されなかつた。このような動

きのあとで、一度漁業水域が実績国との間で設定され承認されたところでは、漁業国はもはや十二カイリの漁業水域において、いかに漁業管轄についてその立場を留保したとしても、沿岸国の善隣的許与以外には、そこでの漁獲の権利をうることはできないであろう。現在、すべての十二カイリの漁業水域が、この段階に達したと解釈することはできない。しかし、三カイリから十二カイリの水域における国際法が、漁業に関して変化しつつあることを認識しなければならない。国際実行による規範的な力が、一般的な国際法の形成へ動く過程において、その経過的な事実又は法に対しては、とくに時際的(intertemporal)解釈を与えなければならない。

(1) 漁業水域に関する研究は、既に小田滋教授によって、ほとんど完全なまでに行われている。十二マイル漁業水域㈠ 国際法外交雑誌 六六巻五号 一頁―三五頁、十二マイル漁業水域㈡ 国際法外交雑誌 六六巻六号 一五頁―三〇頁、国際漁業の新しい発展 国際法外交雑誌六八巻二号 二頁―一二頁の部分は、世界でこの分野に関するもっとも詳細な論文である。本稿も、この論文に負うところが多く、引用は、小田 十二マイル漁業水域㈠ 小田 十二マイル漁業水域㈡ 小田 国際漁業の新しい発展、とし、頁数をあげ、所収雑誌名、巻、号を省略する。

(2) ここに列挙した国は、FAOの一九六八年一二月の報告による。FAO, Limits and Status of the Territorial Sea, Exclusive Fishing Zones, Fishery Conservation Zones and the Continental Shelf (1968), International Legal Materials, vol. 8, (1969), pp. 516-546.

(3) 註(2)の報告による。設置の国内法令については、小田 十二マイル漁業水域㈠ 一一頁―一八頁参照。

(4) 小田・前掲論文 二三頁―二四頁、Colombos, C.J., The International Law of the Sea, 6th ed., pp. 155-156.

(5) Lauterpacht, E., The Contemporary Practice of the United Kingdom in the Field of International Law―1962, I, 1962, pp. 50-53.

(6) 小田・前掲論文 一五頁、十二マイルの漁業水域㈡ 一六頁―一七頁、Colombos, C.J., op. cit., pp. 118-119.

(7) 小田 十二マイルの漁業水域㈡ 一七頁―一九頁、Colombos, C.J., op. cit., pp. 409-411, Johnson, D.H.N., European Fishery Limits, Developments in the Law of the Sea, 1958-1964, pp. 48-74

(8) 小田 十二マイルの漁業水域㈠ 二八頁―二九頁。

(9) 小田・前掲論文 二七頁。

(10) 拙稿 日韓漁業協定 国際法外交雑誌 六四巻四・五号 七六頁―一〇四頁。

(11) 小田・前掲論文 四頁、一三頁。

(12) 小田・前掲論文　三一頁。
(13) 日本・ニュージーランド協定の特異性について、小田・前掲論文　三一頁―三三頁参照、山本草二　海洋法理の新展開　国際問題　一一一号九頁参照。
(14) 小田　国際漁業の新しい発展　六頁―七頁。
(15) 小田・前掲論文　七頁―八頁。
(16) 小田・前掲論文　四頁―六頁。
(17) 十二カイリの領海を主張するソヴエトとの漁業水域に関する条約の説明は、紙数の関係で避けた。

五、結　語

一九五八年と六〇年の海洋法会議において、六カイリまでの領海と十二カイリまでの漁業水域に関する提案が、国際会議による三分の二の多数に至らず否決されて、国際会議による領海と漁業水域に関する国際立法への途はとざされた。主たる海洋国は、伝統的な領海三カイリ主義に復帰した。しかし、他の諸国は、領海を漸次拡張する傾向をみせている。その結果は、一九六八年のFAOの調査の示すところでは、領海三カイリの国は二八か国、領海四カイリの国は三か国、領海六カイリの国は一六か国、領海十二カイリの国は三一か国、漁業水域十二カイリを要求する国は二八か国に及んでいる。それ以上の幅を要求する国があるとはいえ、国際法委員会が、一九五六年の段階において、国際法が領海を十二カイリをこえて拡大することを認めないとした説明は、今日なお領海の幅について正しい説明であると考えられる。

問題の焦点をここでは、領海の基線からはかつて三カイリから十二カイリの範囲にかぎつて考えてみよう。一九三〇年のハーグ会議において、それまで伝統的とされてきた領海三カイリ主義に対して、スカンジナヴィア諸国の四カイリ、その他若干の国の六カイリを歴史的権利として認めるべきであるという要請があつた。しかし伝統的な三カイリ主義の国は、三カイリをこえる拡大の有効性を、明示的な承認によつてのみもとづかせようとした。そしてまた当時提案された十二カイリの

接続水域についても、条約にもとづく承認に、その有効性をもとづかせようとした。沿岸漁業保護のための沿岸国による規制についても、一層強くこの立場を主張した。このためハーグ会議は、領海の幅についても接続水域についても何ら一般的な条約を成立させることはできなかつた。このため、一方において若干の国は、歴史的権原にまで三カイリをこえる領海又は管轄権の行使範囲を事実上固めるように行動した。他方において若干の国は、領海三カイリ外の沿岸国の管轄権を認めない国との間において、問題が生じたかぎりにおいて条約によつて三カイリ外の管轄権の問題を静かに解消する態度を示していた。(1)

一九三〇年のハーグ会議から国際法委員会が海洋法の問題をとりあげる時期までに、既に領海の幅について若干の事実の変化が生じていた。一九五〇年に、アメリカ国務省の地理学者であつたボグス博士は、六一か国の領海の幅について調査し、領海三カイリ国は四〇か国、領海四カイリ国は五か国、領海六カイリ国は一〇か国、領海十二カイリ国は三か国と報告していた。(2) 領海十二カイリ国のなかに問題を巧妙に回避してきた大国としてのソヴエトが含まれていた。共産圏の若干の国は、一九五一年に相前後して領海十二カイリを採用した。国際法委員会が領海の幅を法典化して行く段階で、諸国の要求は更に拡大の動きをみせていた。海洋諸国は、この種の領海の一方的拡大に対して、一九五九年頃まで積極的に抗議し、領海の拡大化の傾向を阻止しようとした。積極的な抗議は、十二カイリの排他的漁業水域に対しても同じように行われた。

国際法委員会は、領海の幅の審議の段階で、三カイリから十二カイリの水域の法的地位に明らかな説明をさけつづけたとはいえ、伝統的な三カイリのみに固執することのできない事実上の示唆を与えた。三カイリ以上の領海は、条約によつてのみ承認されるという見解は、黙示的に認める場合にその当事国に有効であり、また歴史的権利にもとづく場合にはすべてに対して有効であるという見解に拡大された。もとより委員会は、三カイリをこえる主張に対して他の国はこれを承認しない権利があるとも説明した。しかしこの説明は、条約によつて相対的に承認し、条約の非当事国は黙認し、積極的に反対する

国はそれを承認する義務はないという状態に放置したことを意味するようにさえなつた。いいかえれば、国際法は、三カイリ以上十二カイリまでに領海を拡大することを禁止していないが、関係国はそれを認める法的義務はないという意味と理解された。それは国際法的権利・義務の不明確なミニマムとしての三カイリ、マキシマムとしての十二カイリという観念を生じた。

領海の劃定は、沿岸国の領海に対する権能、つまり領域主権の限界の決定としての意味をもち、常に対世的効果の局面をもつものである。この問題を、当事国の条約による承認によつて相対的に許容する途をひらいたことが、領海の慣行を変化させる契機を与えることになつた。とくに学説において沿岸漁業の保護の問題は必ずしも、領域主権の限界に相応しなければならないものとは考えられていなかつた。一九二八年の国際法学会の決議にみられる十二カイリの漁業接続水域の提案は、この方向を示唆したものであつた。一九三〇年のハーグ会議は、接続水域の制度をすべて一般的に否定した。しかし一九五八年のジュネーブ会議は、通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の事項について十二カイリの接続水域を一般的に認めた。この接続水域は、所定の事項に関して、沿岸国がその領海外に法令を実施しうることを内容として認めたものと解釈されている。接続水域において沿岸国のもつ権能は、公海の自由の原則からみちびかれる制限的解釈よりは、むしろ所定の事項に関するかぎり沿岸国の管轄権能の原則の拡大に従う解釈を容認している。(3) 接続水域の設定目的に、安全保障と漁業の事項を導入しなかつたとはいえ、十二カイリまでの水域の性質に与えたこの解釈の影響は過小評価されてはならない。(4)

一九五八年と六〇年の会議において、領海と漁業水域に関する提案はすべて否決されたが、六カイリまでの領海、十二カイリまでの漁業水域、漁業実績をもつ国は外側六カイリの漁業水域で一定の条件のもとで漁獲の権利をもつという提案と諸国の賛成的態度は、三カイリから十二カイリの法的地位に対する認識を大きく変化させた。十二カイリの水域において沿岸国は、漁業及び海洋生物資源の開発に関しては、その領海においてもつと同じ権利をもつという意味の発想は、一九五八年

の領海及び接続水域に関する条約にいう、接続水域において認められた沿岸国の権能は、設定の事項に関するかぎり領海における権能と同じという解釈を法文化したものであろう。接続水域における通関等に対する沿岸国の権能は、基本的には領土又は領海における保護法益の行政上の取締・処罰に関する管轄に発している。しかし漁業水域に対する沿岸国の権能は、漁場の排他的管理あるいはそこにおける漁獲の独占に発している。排他的漁業管轄権は、接続水域に認められる権能に比較して所有権的性質を帯びるものである。(5) アメリカ・カナダ提案が、その表現において、公海という語を導入したとしても、それは主として安全保障と自由航行の確保に重点がおかれ、附随的に即時的には漁獲の独占を許さない意味であつたであろう。ここにおいて三カイリから十二カイリの公海において、伝統的な自由なる漁業の原則の妥当性は、大きな疑問を投じられることになつた。(6)

領海と漁業水域に関する提案が一票の差で否決されて、諸国は従前の立場に復帰するどころか、むしろ提案に近い線で行動するようになつた。イギリス、アメリカでさえ自から十二カイリの漁業水域を設定した。そして諸国の漁業水域の設定に伴なう利害関係国との取極は、漁業水域に対する沿岸国の必要性の程度によつて多様であつた。しかし、漁業水域に関する国際実行は、――なお若干の例外的なものもあるとはいえ――一九六四年に至つてヨーロッパ漁業条約のような沿岸国の排他的漁場管理をめざすか、他の取極にみられる猶予期間後の沿岸国の漁獲の独占をめざすか、の二つの流れを示すに至つている。領海の幅又は漁業管轄に関する若干の国の立場留保が明記されているとはいえ、同種の条約と国家実行が積みかさねられることによつて、その内容は単に条約の当事国間だけの問題ではなくなりつつある。(7) 漁業水域に関する沿岸国の行動は、実績国と条約を締結して、十二カイリの漁業水域に関する一般的慣習法形成への実質的淵源を固める一つのプロセスとして行われていた。利害関係国との条約の承認を通して、沿岸国は利害関係のない国の一般的認容を推論するであろう。漁業国が、公海の自由の原則を楯として、沿岸国の漁業水域設定の有効性を国際裁判所で争つた場合に、裁判所は三カイリから十

二カイリの水域に妥当する法の原則をどのように評価し、その設定の有効・無効を判断するであろうか。裁判所は、決して漁業水域の設定そのものを国際法に違反すると判断はしないであろう。[8] その判断[9]には、三カイリから十二カイリの水域に妥当する漁業に関する法原則の――あえていえば自由なる漁業から沿岸国のための漁業への転換が行われたことを含むことになるであろう。

(1) ソヴェトの領海十二カイリの主張とその水域での漁業特権についての問題を想起されたい。Butler, W.E., The Legal Legime of Russian Territorial Waters, American Journal of International Law, vol. 62, 1968, pp. 61-62, 72-73.

(2) Boggs, National Claims in Adjacent Seas, Geographical Review, vol. 16, 1951, pp. 192-198.

(3) Oda, S., The Concept of the Contiguous Zone, the International and Comparative Law Quarterly, vol. 11, 1962, p. 132.

(4) 拙稿　継続追跡権の法理　前原光雄教授還暦記念　国際法学の諸問題　昭和三八年　五三四頁―五三五頁。

(5) フィッモーリスが、海洋法会議でこの点を強調したことを想起されたい。この点について、Morin, J-Y., La Zone de Pêche Exclusive du Canada, Annuaire Canadien de Droit International, 1964, pp. 81-88 参照。

(6) 第二次海洋法会議の評価について、たとえば Bowett, D.W., Second U.N. Conference on the Law of the Sea, International and Comparative Law Quarterly, vol. 9, 1960, pp. 434-435 参照。

(7) U.N., International Law Commission, Twelfth session, Fifth Report on the Law of Treaties, by G. Fitzmaurice, 1960, Art. 16, p. 39 & pp. 80-84.

(8) Bowett, D.W., The Law of the Sea, 1967, p. 13.

(9) 小田　滋　十二マイルの漁業水域（二・完）国際法外交雑誌　第六六巻第六号　一二頁―三〇頁、山本草二　海洋法理の新展開　国際問題　一一一号（一九六九年）八頁―一〇頁、高林秀雄　領海制度の研究　二六五頁―二七〇頁、川上健三「漁業水域」問題の展望　水産界　昭和四二年七月号　一頁―六頁参照。